

交通講話を実施しました！

○ 交通事故を起こすと、刑事・行政・民事の責任を負う

- ・ **刑事責任** 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）
～7年以下の懲役若しくは禁錮
又は100万円以下の罰金
(傷害が軽い場合、情状により刑を免除)
- ・ **行政責任(処分)** 運転免許の停止・取消し処分
違反点+交通事故点(付加点)
死亡事故～一方的不注意 20点 (+付加点)
重傷事故～一方的不注意 9~13点 (+付加点)
軽傷事故～一方的不注意 3~6点 (+付加点)
6~14点で停止処分対象、15点以上で取消し処分対象



交通事故防止のポイント

◇ 車の運転行為のサイクル

・ 認知 → 判断 → 操作

交通事故のほとんどは、そのいずれかの段階でのミスによって発生しています。

認知ミス → 判断ミス → 操作ミス

発見の遅れ ○ 前方不注意 ○ 安全不確認など	判断の誤りなど ○ 動静不注視 ○ 予測不適など	操作上の誤り ○ ハンドル操作不適 ○ ブレーキ操作不適など
・発見していない ・発見遅れなど このミスが一番多い	・相手は止まるはずだ ・相手が避けてくれる	・驚いてハンドル切りすぎた ・ブレーキが緩んだ

誰がどのような責任を負うの？



皆さん、真剣に聞いています！

歩道は歩行者優先



7月26日(火)に全学生と全職員を対象に交通講話を実施しました。

講師は昨年から引き続いて、新発田警察署の新潟県警部補 小川さんです！

交通事故や交通ルールについて、改めて確認できる貴重な時間となりました。

これから夏休みに入りますが、皆さんも交通事故には気を付けてください。

[「お知らせ一覧」に戻る](#)